

(仮称)利根町自治基本条例 町民の権利(素案)修正案②

(町民の権利)

第〇条 町民は, 生命, 自由及び幸福を追求する権利が最大限尊重されます。

2 町民は, まちづくりの主体として, まちづくりに参加する権利を有します。

3 町民は, 町政の情報を知る権利を有します。